

# 岐阜県医師会国民保護業務計画

制定 平成19年4月1日

改正 平成25年1月31日

## 第1章 総則

### 第1節 本計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、一般社団法人岐阜県医師会（以下、「県医師会」という。）の業務に係る武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の円滑かつ的確な実施に資することを目的とする。

### 第2節 国民保護措置の基本方針

#### 第1 県医師会の国民保護措置

県医師会は、本計画の実施にあたり、岐阜県（以下、「県」という。）、市町村その他武力攻撃事態等の対応に係る関係機関と相互に連携を図りながら、県医師会役職員及び会員が一体となって、医療、助産を確保するものとし、次の点に留意するものとする。

- (1) 住民に対する情報提供  
インターネット等の広報手段を活用して、住民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供しよう努めるものとする。
- (2) 関係機関との連携の確保  
国民保護措置に関し、平素から関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。
- (3) 国民保護措置の実施に関する自主的判断  
国民保護措置を実施するにあたっての実施方法等については、国及び地方公共団体から提供される情報を踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとする。
- (4) 安全の確保  
国民保護措置の実施にあたっては、県、市町村等の協力を得つつ、県医師会役職員のほか、県医師会の実施する国民保護措置に従事する者の安全の確保に配慮するものとする。
- (5) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
  - ア 国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者等に対する配慮を行うものとする。
  - イ 赤十字標章等の使用等にあたっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

## 第2 岐阜県国民保護対策本部長の総合調整

岐阜県国民保護対策本部長（以下「県対策本部長」という。）による総合調整が行われた場合には、その結果に基づき、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努めるものとする。

### 第3節 用語の定義

この計画における用語の定義は、次の通りとする。

- 1 武力攻撃  
我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
- 2 武力攻撃事態  
武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- 3 武力攻撃予測事態  
武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- 4 武力攻撃事態等  
武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
- 5 緊急処理事態  
武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
- 6 武力攻撃災害  
武力攻撃や緊急処理事態により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物資の放出その他の人的又は物的災害をいう。
- 7 要避難地域  
住民の避難が必要な地域をいう。
- 8 避難先地域  
住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。
- 9 避難住民  
避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。

## 第2章 武力攻撃事態等への平素の対応

### 第1節 体制の確立

#### 第1 連絡体制の整備

##### 1 職員の招集・参集体制の整備

県医師会長は、職員の招集・参集基準を明確にし、緊急連絡網の作成等による職員の確保及び情報収集・伝達手段の確保に努めるものとする。特に「武力攻撃災害」による道路損壊や交通の途絶、職員や家族が被災した場合等を考慮して、職員の確保を図

る。また、参集が不可能になった場合に当該職員のとるべき行動、安否の確認方法を徹底しておくものとする。

## 2 情報収集・伝達体制の整備

県医師会長は、情報の迅速な収集、伝達を図るため、通信機器の高度化と増強、代替通信システムの整備等を進め、情報伝達経路の多重化を図るものとする。また、実践的な通信訓練を適宜実施し、武力攻撃災害時における確実な情報収集・伝達体制を構築するものとする。

## 第2 医療救護体制の整備

### 1 医療救護班の編成

(1) 地域医師会毎に医療救護班の編成を要請しておくものとする。

(2) 医療救護班の編成は、原則として1個班あたり医師2名又は3名、看護師2名又は3名、事務職員1名又は2名、そのうちの医師1名を班長とするものとする。

### 2 広域的救護体制

(1) 県医師会長は、広域的な救護活動を実施するため、岐阜県医師会国民保護業務計画運用細則第1(2)に定める地域医師会の代表地域医師会長(以下、「地区医師会長」という。)を通じ、当該地区内の地域医師会長に救護班の応援派遣を要請するものとする。

(2) 県医師会長は、広域災害・医療情報システムの効果的活用を図るものとする。

## 第3 救護資機材等の整備

### 1 救護資機材等の整備

県医師会長は、武力攻撃災害への対応に必要な救護資機材や医薬品の整備を図るものとする。また、被災地域医師会に近接する地域医師会との連携による救護活動を想定し、地域医師会相互に共用できる救護資機材についても整備するものとする。これらの資機材等は、常に稼働できるよう定期点検、操作訓練等を実施することとする。

### 2 赤十字標章等の許可申請

県医師会長は、あらかじめ岐阜県知事(以下、「県知事」という。)より赤十字標章等の使用許可を受けておく必要がある場合には、県知事に対して使用の申請を行い、適切な管理を行うものとする。

### 3 関係機関との協定

県医師会長は、武力攻撃災害時の職員の派遣輸送及び救護資機材等の運搬、通信の確保等について、関係機関から積極的な協力が得られるよう、あらかじめ、これらの機関と協議を行い、必要な事項について協定等を締結しておくものとする。

## 第2節 武力攻撃事態等に関する教育訓練等

### 第1 地域医師会相互の応援体制、合同訓練等

県医師会長は、大規模な武力攻撃災害を想定し、地区医師会及び地域医師会相互の応援体制を構築し、合同の救護訓練等を実施するものとする。

また、地方公共団体等関係機関との合同訓練を積極的に行い、武力攻撃災害時における各機関との日頃からの連携に努めるものとする。

### 第2 職員に対する教育訓練

県医師会長は、平素から職員に対し必要な教育、訓練を実施するものとする。

### 第3節 地方公共団体等との協力関係

#### 第1 県知事からの協力要請

県医師会長は、県知事から国民保護措置に係る協力要請があった場合には、救護班の派遣及び救護所の開設等の医療救護活動を行うものとする。

#### 第2 市町村長からの協力要請

県医師会長は、地域医師会長に対し市町村長から国民保護措置に係る協力要請があったときは、県及び地域医師会長と協議し、必要な調整を行うものとする。

### 第4節 施設等の災害予防対策

県医師会長は、災害予防対策など医療機関施設の安全確保を図るため、施設等に対し次の事項について必要な指導・助言を行う。

- 1 施設における安全確保と機能維持に努めること。
- 2 武力攻撃災害時における職員の招集・参集体制など各種の対応策について確立すること。
- 3 職員及び利用者等に対して避難訓練を実施し、武力攻撃災害が発生した場合に必要な災害予防対策に関する啓発を行うこと。
- 4 危険物に関して、適切な管理を行うこと。
- 5 武力攻撃災害時の患者受入れ態勢、水・医薬品・医療材料等の備蓄機能を強化して、拠点となる医療体制の整備に努めること。
- 6 患者受入れのため、広域後方医療体制の整備を図ることとし、応援職員の派遣、医薬品・医療資機材等の医療施設間における相互融通体制の整備に努めること。

## 第3章 武力攻撃事態等への対応

### 第1節 警報の伝達及び職員の招集

#### 第1 警報の伝達

- 1 県医師会長は、国民保護法第46条に基づく県知事から警報の通知を受けたときは、別に定める「岐阜県医師会緊急連絡網」（以下、「県医緊急連絡網」という。）により、警報の内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 2 県医師会長は、国民保護法第99条に基づく県知事からの緊急通報発令の通知を受けたときは、前項と同様の措置をとるものとする。
- 3 県医師会長は、警報及び緊急通報の解除の通知を受けたときも同様の措置をとるものとする。

#### 第2 職員の招集

県医師会長は、必要に応じ別記「職員の招集区分—2職員の招集基準」により、職員を招集するものとする。

## 第2節 警戒本部等の設置

### 第1 国民保護対策医療救護本部の設置

- (1) 県医師会長は、警報等の通知を受けたときは、別記「職員の招集区分—1 事態に応じた初動体制」により、別に定める「国民保護対策医療救護警戒本部」（以下、「県医師会警戒本部」という。）を設置する。
- (2) 県対策本部が設置され、県医師会長が必要であると判断した場合には、別に定める「国民保護対策医療救護本部」（以下「県医師会対策本部」という。）を設置する。
- (3) 県医師会対策本部は、県医師会及び地域医師会等が実施する国民保護措置等に関する調整、情報の収集、集約、連絡及び共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
- (4) 県医師会対策本部を設置したときは、県対策本部に連絡を行うものとする。

### 第2 警戒本部等の設置の通知、要請

県医師会長は、県医師会警戒本部等を設置したときは、地域医師会長にその旨を通知するとともに、必要に応じ同様の体制をとるよう要請するものとする。

### 第3 被災地域医師会医療救護対策本部の設置要請

- 1 県医師会長は、被災地域医師会長に対し「被災地域医師会医療救護対策本部」の設置を要請するものとする。
- 2 県医師会長は、前項による要請を行ったときは、職員を被災地域医師会医療救護対策本部に派遣して、県医師会対策本部、他の地域医師会との連絡調整等の支援を行うものとする。

## 第3節 避難指示への対応

### 第1 避難指示の伝達

県医師会長は、国民保護法第5条2条に基づく県知事から「避難措置の指示」の通知を受けたときは「県緊急連絡網」の定める方法により迅速かつ的確に伝達するものとする。

### 第2 情報収集

県医師会長は、「要避難地域」及び「避難地先地域」にある地域医師会長と緊密な連携のもと状況の把握等情報収集に努めるものとする。

## 第4節 救援要請への対応

### 第1 救援の実施

- 1 県医師会長は、国民保護法第7条5号第4号に基づき県知事が「医療提供及び助産」を行うときは、当該措置を行うものとし、被災地域医師会長及び関係地域医師会長に救援の実施を要請するものとする。
- 2 県医師会長は、前項による要請に際しては、地域医師会長の自主的な判断を尊重するものとし、措置の内容、実施方法等について適宜、協議を行うものとする。
- 3 「医療の提供及び助産」の円滑な実施について、必要があると認められるときは、労務、施設、設備又は物資の確保について県知事に応援を求めるものとする。

## 第2 関係機関との連携

県医師会長は、救援の実施にあたって、県、日本赤十字社岐阜県支部、その他の団体、機関等との緊密な連携を図るものとする。

## 第3 医療救護活動職員の安全確保

県医師会長は、医療救護活動に従事する職員の安全の確保に十分配慮するとともに、県知事に対し、安全確保のための対策を講じるよう要請するものとする。

## 第4 救援の内容

1 県医師会は、武力攻撃事態等による被災状況に応じ、避難住民に対し、救護所等において、次の措置を実施するものとする。

- (1) 傷病者に対する選別
- (2) 傷病者に対する応急措置及び必要な医療
- (3) 助産
- (4) 収容医療機関への転送の要否及び順位の決定
- (5) 死亡の確認及び死体の検案

2 それぞれの措置は、被害状況及び県医師会、地域医師会が有する能力によって定まり、その実施期間は、概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ、自立の見通しが立つまでの間とする。

3 医療の提供は、次により行うものとする。

- (1) 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療を受けることができない者に対して応急的に処置する。
- (2) 医師等による救護班により行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ないと認められる場合は、病院、診療所において行う。
- (3) 傷病者に対する選別、傷病者に対する応急措置及び必要な医療を行う。

4 助産は、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害のため助産を受けることができない者に対して行う。

5 死亡の確認及び死体の検案

避難の指示に基づく避難又は災害のため死亡した者に対して行う。多数死体の検視、検案は「岐阜県法医等三師会警察連絡協議会」と連携して行うものとする。

## 第5 保健衛生対策

県医師会長は、県が行う避難地先地域における巡回保健班による健康相談、健康指導の実施及び健康相談窓口の設置等に協力するものとする。

この場合において、災害時要救護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。

## 第6 広域災害・救急医療情報システムの活用

県医師会長は、後方支援医療機関の確保を図るため、参加医療機関の積極的な協力のもと広域災害・救急医療システムの効果的な運用を図るものとする。

## 第7 応急の復旧

1 武力攻撃災害が発生した場合、管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものについて、安全の確保に配慮した上で、速やかに施設及び設備の緊急点検を実施し、これらの被害の状況等を把握するとともに、迅速に応急の復旧のための措置を実施するよう努めるものとする。

2 応急の復旧にあたっては、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行うよう努めるものとする。

3 応急の復旧のために必要な措置を講ずるにあたって自らの要員、資機材等によっては的確かつ迅速な措置を講ずることができない場合には、必要に応じ、県に対し、そ

れぞれ必要な人員や資機材の提供、技術助言その他応急の復旧のため必要な措置に関し支援を求めるものとする。

- 4 県医師会対策本部は、必要に応じ、被災情報及び応急の復旧の実施状況を県対策本部に報告するものとする。

#### 第8 安否情報の収集

- 1 地方公共団体が行う安否情報の収集が円滑に実施できるよう、業務の範囲内で照会に応じて安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体の行う安否情報の収集に協力する場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うよう努めるものとする。

### 第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

この計画による国民保護措置に要した費用の支弁等の請求は次の通りとする。

- 1 県医師会長は、国民保護措置として行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行ったときは、県知事に対して、その実費弁償を請求するものとする。
- 2 県医師会長は、国民保護法に基づく要請又は指示に従って国民保護措置を実施した者が、そのために死亡し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、県知事に対し、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害についての補償を請求するものとする。
- 3 県医師会長は、国民保護措置の実施に関し、県医師会に総合調整を行い、又は指示した結果、損失を受けたときは、県知事に対し、損失の補てんを請求するものとする。

### 第5章 災害時の医療救護に関する協定の準用

この計画に定めがない事項は、「災害時の医療救護に関する協定書」及び「災害時の医療救護に関する協定書実施細目」（平成9年5月6日締結）の規定を準用するものとする。

### 第6章 緊急対処事態への対応

- 第1 県医師会緊急対処事態対策本部の設置
- 1 県緊急対処事態対策本部が設置され、県医師会長が必要であると判断した場合には県医師会緊急対処事態対策本部を設置するものとする。

- 2 県医師会緊急対処事態対策本部の体制は、この計画の第3章第2節第1（2）の定めに基づいて設置するものとし、県医師会における緊急対処保護措置などに関する調整、情報の収集、集約、連絡及び共有、広報その他必要な総括業務を実施するものとする。
  - 3 県医師会緊急対処事態対策本部は、緊急対処事態の状況に応じ、その事務を処理するための体制を強化するものとする。
  - 4 県医師会緊急対処事態対策本部を設置したときは、県緊急対処事態対策本部にその旨を連絡するものとする。
- 第2 緊急対処保護措置の実施
- 緊急対処保護措置の実施体制及び措置の内容並びに実施方法については、この計画の第1章から第5章の定めに基づいて行うこととする。

## 第7章 計画の適切な見直し

県医師会長は、この計画の適切な見直しを行うにあたっては次の事項に配慮するものとする。

- 1 適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、自主的にこれを変更するものとし、変更を行った際は、軽微な変更である場合を除き、県知事に通知するとともに、ホームページ等において公表を行うものとする。
- 2 この計画の変更にあたっては、この計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。
- 3 この計画を変更するため必要があると認めるときは、県知事、市町村長及び関係機関に対し、資料の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めるものとする。

附 則

この計画は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成25年1月31日から施行する。

別記

職員の招集区分

1 事態に応じた初動体制

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	医師会全職員での対応は不用であるが、情報収集等の対応が必用な場合	情報収集体制
事態認定後	岐阜県以外の都道府県が国民保護対策本部設置通知を受けた場合	医療救護警戒対策本部体制
	岐阜県が国民保護対策本部設置通知を受けた場合	医療救護対策本部体制

2 職員の招集基準

体制	招集基準
情報収集体制	事務局長 事務次長 参事 課長（室長）2名 救急情報センター2名
医療救護警戒対策本部	会長 副会長 常務理事 医師会事務局職員全員
医療救護対策本部 緊急対処事態対策本部	会長 副会長 常務理事 医師会事務局職員全員 医師国保職員全員 医師協同組合職員全員